

2025年1月31日

各 位

株式会社クシム
代表取締役社長 伊藤 大介
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)
(お問い合わせ先) 取締役 松崎 祐之
電話03-6427-7380 (代表)

2024年10月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第29期（2024年10月期）有価証券報告書（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
2. 延長前の提出期限
2025年1月31日（金）
3. 延長が承認された場合の提出期限
2025年3月31日（月）
4. 提出期限の延長を必要とする理由
2025年1月9日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」および「第29回定時株主総会の延期に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社取締役の田原 弘貴氏（以下、「田原氏」という。）に対する情報漏洩、不適切行為への関与の有無等について、社内調査委員会により認定された事実（インサイダー情報の漏洩等）に関し、現在も関係機関との対応を慎重に継続しております。また、2024年12月20日付「2024年10月期決算発表の延期のお知らせ」にてお知らせのとおり、当社および子会社にかかる暗号資産の実在性及び評価、ならびに経費支出の適切性についての会計監査人による追加的な監査手続に時間を要することとなりました。
(1) 田原氏が関与する暗号資産関連業務に関する検証の必要性
2025年1月9日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しております、社内調査委員会の調査報告書にもありましたように、田原氏は2024年5月頃より子会社と

なる香港法人Digital CredenceTechnologies Limited（以下「DCT」という。）の取締役として香港に一人で赴任し、主に、暗号資産の管理、香港オフィスのバックオフィス業務及び営業活動を行っておりました。また、赴任の時点において当社及び当社子会社のチューリング株式会社（以下、「チューリング」という。）における一部の暗号資産関連業務について、田原氏のみが関与していた状況にあったところ、香港への赴任後においては、これらの業務について定期的なミーティングや日報の提出を求めていたが、不定期なWebミーティング及びメモアプリでの簡易な報告にとどまるなど、相互チェックの観点で当社及びチューリングの監督が必ずしも十分ではない状況でした。そのような状況において、田原氏による、チューリングの香港への旅費精算に関する一部の申請内容において、香港赴任前の出張旅費精算では見受けられなかったが、代表である田原氏自身の裁量のもと、詳細の記載がない複数名分の旅費（本来は本人分のみであるべきところ）となっていたこと等、費用精算において不審な点があったうえに、チューリングが所有する暗号資産を管理するウォレットの一部について、国外である香港オフィスにおいて、私物とともにこれらをオフィス内にある金庫に保管をしていたことから、その中身を当社及びチューリングは確認することができない状況が発覚しました。そのため、当社は、田原氏に資産管理状況についてヒアリングを行い、チューリング内部の資産状況との突き合わせを行う事態に発展いたしました。これらの確認を経て、当社及びチューリングにおいては、令和6年12月半ばによりやく田原氏から引き継ぎは受けましたが、同氏が管理していた暗号資産の実在性並びにその管理の適切性について、社内及び監査法人からも改めて検証を求める指摘がありました。これは、ウォレットにて保管している暗号資産（特に検証対象の中心となるのはETHといった活発な市場が存在するもの）につき、その実在性及び所有権（チューリングが暗号資産ウォレットに物理的にアクセス可能な状況であること）を確認する手続きとして、過去に遡って発生した取引記録を閲覧し、不適切な取引の有無についての確認、さらに本来あるべき暗号資産の数量となるか、個々の暗号資産を他のウォレットに送金することができるか等の実証にて、管理すべき暗号資産の実在性と所有権の帰属について検証する手続きとなります。当該検証及びその監査の手続きが必要となったことで、チューリングの決算確定が遅れており、これが当社の連結財務諸表の作成及びその監査手続に影響を及ぼしております。

（2）当社の経費支出の妥当性に関する検証の必要性

当社は、2024年12月24日付「株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関するお知らせ」にて開示しておりましたように、田原氏が諸会費及び接待交際費が少数の役職員のみであるにもかかわらず支出総額が高額であるということのみをもって、合理的な根拠なく監査法人に対して当社及び子会社の経費支出の妥当性について疑義を申し立てたことに起因し、改めて当社の経費支出の妥当性について追加となる監査手続が必要となっております。具体的にはDCTにおける香港オフィス家賃支出の合理性並びに、当社における接待交際費や諸会費、旅費交通費における使途の適切性に関する疑義の申し立てではありますが、不正リスク対応上においては連結グループ全体を範囲として、個々の費用にかかる証拠及び支出理由等を確認していくものとなり、これらに対する検証及び監査法人による監査とその対応を要するため、当社の連結財務諸表の作成及びその監査手続に影響を及ぼしております。

以上のことから、2024年10月期有価証券報告書を提出期限までに提出することができないと判断し、提出期限の延長申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

以上